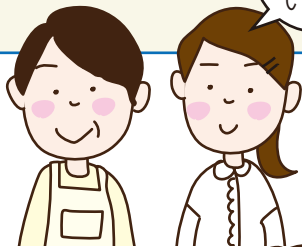


被扶養者(ご家族)様の 現況確認にご協力ください

提出期限
令和4年
11月30日(水)

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者(ご家族)様が、現在もその要件を満たしているかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。今年度も、以下のとおり「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

私たち
扶養されて
います



令和4年度の実施概要

●確認の対象となる方：令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

●送付時期：令和4年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付しています。

●提出期限：令和4年11月30日(水)

添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

被保険者と別居している被扶養者	仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
海外に在住している被扶養者	海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

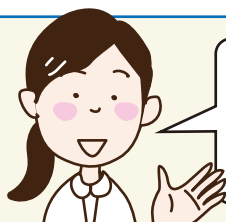
再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、

- ☑被扶養者状況リスト
- ☑被扶養者調書兼異動届
- ☑該当の方の保険証

を返信用封筒で協会けんぽへご提出をお願いいたします。

※被扶養者の状況に変更がない場合でも、被扶養者状況リストの提出は必要です。

保険証



加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しい確認方法等は「被扶養者状況リスト」に同封されるリーフレットをご覧ください。

被扶養者資格の再確認に関するお問合せ先

協会けんぽ岐阜支部業務グループ
☎ 058-255-5155 (自動音声案内①)

令和5年1月から 協会けんぽの申請書・届出書 新様式のご使用をお願いします

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に申請書・届出書の様式を変更します。

新様式の申請書等は、令和4年11月以降に協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

また、郵送をご希望の場合は、協会けんぽ岐阜支部へお電話ください。

全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

☎ 058-255-5155(代表)

【電話受付時間】8:30~17:15(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽのホームページもご覧ください。

協会けんぽ 岐阜 検索

●多言語による閲覧ができるようになりました。

●申請書のダウンロードもできます。

※各種申請手続きは郵送で受け付けています。